

令和8年度 志免町配食サービス事業受託事業者募集要領

1. 趣旨

この要領は、志免町が実施する配食サービス事業の、業務委託事業者の募集に当たり、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の目的

配食サービス事業は、在宅の高齢者および障害者等に対し、定期的な訪問による配食サービスを提供することにより、食生活における栄養のバランスを保つとともに安否確認を行うことで、高齢者等の健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

3. 資格基準

配食サービス事業受託者は、次に掲げる基準を満たす事業者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4条1項の規定に該当しないこと
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当しない者であること
- ③本事業について、他自治体と同等の契約業務実績が2年以上あること
- ④法人市町村民税など地方税全般、その他滞納がないこと
- ⑤食品衛生法（昭和22年法律第233号）による飲食店営業許可などを受けていること
- ⑥志免町、宇美町、須恵町、粕屋町、篠栗町、久山町、新宮町、古賀市、大野城市、春日市、福岡市博多区、福岡市東区のうちいずれかに配達事業所を有すること。
- ⑦調理に携わる従業員の細菌検査（検便）を年に3回以上実施していること

4. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 委託料

配食1食あたり250円（定価から利用者負担とする経費《食材費+調理にかかる人件費》を差し引いた額が250円を下回る場合はその金額）を事業者へ支払う。利用者から事業の利用料金（自己負担）を徴収する。

6. 質問の受付及び回答

①提出書類

○別添「質疑書」

②受付期間

令和7年12月8日（月）～令和7年12月12日（金）まで

③提出方法

電子メール（窓口、電話、FAXでの質問は受付不可）

④質問への回答

令和7年12月17日（水）までに、質疑書を提出したすべての事業者の電子メールアドレス宛に回答書を送付する。

7. 申請書の受付

①提出書類

○志免町配食サービス事業申請書・添付書類

※提出書類データは事業者電子メールアドレス宛に送付。

※別添「受託事業者募集に係る申請書等の作成について」に基づいて提出書類を作成のこと。

※提出書類作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

※すべての提出書類がそろった段階で受理とする。

②受付期間 令和7年12月18日（木）から令和8年1月9日（金）17時まで

※必着

③提出方法

電子メール

8. 提出先

志免町役場 福祉課 高齢者サービス係

9. 選定方法

提出書類に基づき、審査結果が良好であると認められる事業者を選定する。

なお、新規事業者についてはヒアリングを実施する。詳細は、後日書面により通知。

10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

①本要領に定める手続きを遵守しない場合

②選定委員と不適切な接触が確認された場合

③提出書類に虚偽の記載をした場合

11. その他留意事項

提出書類提出後の修正または変更は認めない。

12. 本件に係る問い合わせ先

〒811-2292

福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

志免町役場 福祉課 高齢者サービス係

電話：092-935-1039

FAX：092-935-2456

電子メール：kourei@town.shime.fukuoka.jp